

（表面）

産業廃棄物の県内への搬入に関する協議書

年 月 日

香川県知事

殿

協議者 住 所 愛媛県松山市久万ノ台 1068 番地 1

氏 名 株式会社 フジクウ

代表取締役 宮内 康夫



電話番号 089-989-3355

循環事業者が行う県内における循環的な利用に供するため、産業廃棄物の県内への搬入を行いたいため、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第13条第1項の規定により協議します。

県内搬入計画	循環事業者	氏名又は名称及び代表者の氏名	株式会社富士クリーン 代表取締役 馬場 太一郎
		住所又は所在地	香川県綾歌郡綾川町山田下 2994 番地 1
		事業場の所在地	香川県綾歌郡綾川町西分字山ノ上乙 748 番 24
	規則第2条第2項又は第6条第2項の規定による循環事業者の協議の有無		有 ・ ☐ 無
	県内に搬入しようとする産業廃棄物	一般的な名称	太陽光パネル
		種類	金属くず、廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
		性状	固形状
		1年当たりの最大搬入量	5 t / 年
		排出事業場	名称
	所在地		愛媛県松山市久万ノ台 1068 番地 1
当該排出事業場に係る事業及び排出工程の概要	各現場にてメンテナンス等により不要となった太陽光パネル		
当該産業廃棄物を運搬する者	氏名又は名称及び代表者の氏名	株式会社富士クリーン 代表取締役 馬場 太一郎	
	住所又は所在地	香川県綾歌郡綾川町山田下 2994 番地 1	

(裏面)

県内搬入計画	県内に搬入しようとする産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該産業廃棄物の運搬の経路	別紙のとおり
	放射性物質及びこれによって汚染された物の搬入	有 ・ ☐ 無
	県内に搬入しようとする産業廃棄物の運搬の方法及び当該運搬に伴う生活環境の保全のための必要な措置	飛散等無いように荷台をシート等で覆うなどの措置を講じると共に、道路交通法を遵守する。
	県内搬入業務責任者の氏名及び連絡先	後藤 彰文 089-989-3355
	搬入開始予定年月日	協議結果通知日より
規則第2条第2項又は第6条第2項の規定により循環事業者が協議をする場合		
当該特定県外産業廃棄物に係る非常災害が発生した日及び地域		
当該特定県外産業廃棄物を香川県内で循環的な利用を行う理由		
参 考 事 項		

備考

- 1 県内に搬入しようとする産業廃棄物の性状については、当該産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 3 特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の両方の搬入がある場合、表面及び裏面の各欄について、特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の内容をそれぞれ記載してください。

経路図

愛媛県松山市久万ノ台1068-1

松山環状線、古川はなみずき通り、県道190号 から 井門町 の 松山自動車道 に入る



三好市 井川町西井川 まで 松山自動車道 を進み、井川池田IC で 徳島自動車道 を出る



国道32号 を進み、県道202号 に入って 綾川町 西分 の 県道17号 に向かう



(株)富士クリーン中間処理施設